定住自立圏の形成に関する協定書

倉吉市(以下「甲」という。)と北栄町(以下「乙」という。)とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し、連携して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、それぞれが保有する自然環境、農産物、歴史等の地域資源を有機的に連携し、有効に活用して、甲及び乙の区域(以下「圏域」という。)全体の魅力を向上し、圏域の活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な社会を構築するため、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定住自立圏の形成)

第2条 甲及び乙は、圏域において定住自立圏を形成する。

(基本方針)

第3条 甲及び乙は、定住自立圏の形成に当たり、次条に規定する政策分野の取組において、相互に 役割を分担して連携し、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する取組の分野及び内容並びに甲及び乙の役割分担)

第4条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携し、共同し、又は補完し合う政策分野は、別表の政策 分野の欄に掲げるものとし、当該政策分野の取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、 それぞれ同表の取組の内容及び役割分担の欄に定めるものとする。

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

- 第5条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野の取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、 又は協力して事務の執行に当たるものとする。
- 2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野の取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互 の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第6条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

- 第7条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨 を他方に通告するものとする。
- 2 前項の規定による通告は、書面によって行い、当該書面に議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から2年を経過した日にその効力を失う。 (疑義の解決)
- 第8条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月31日

甲 鳥取県倉吉市葵町 722 番地

倉吉市

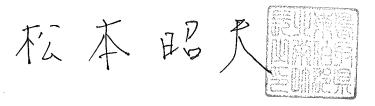
倉吉市長



乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地1

北栄町

北栄町長



別表 (第4条関係)

政策分野		取組の内容		役割分担	
以 水	(万野)	以和リケアリ合		甲の役割	乙の役割
生活機能	福祉	認知症に係る支	圏域における	(1) 医療機関と連	(1) 甲の運用する
の強化		援体制の整備	認知症の支援体	携して、タッチパネ	認知症の診断シス
			制を整備するた	ルの活用等による	テムを活用する。
			め、認知症の早期	認知症の診断シス	(2) 甲の行う認知
			発見のための医	テムを構築し、運用	症の検診を活用す
			療機関と連携し	する。	る。
			た認知症の診断	(2) 医療機関と連	(3) 甲の行う認知
			及び検診を行う	携して、医師の訪問	症に係る介護事業
			とともに、認知症	等による認知症の	を活用する。
			に係る介護事業	検診を行う。	
			の充実を図る。	(3) 介護サービス	
				事業者と連携して、	
				若年性認知症専用	
				のデイサービス等	
				の認知症に係る介	
				護事業を行う。	
		子育て支援体制	圏域における	(1) 病児保育等の	(1) 甲の実施し、及
		の整備及び充実	子育て支援体制	特別保育を実施し、	び拡充する特別保
			を整備し、及び充	及び拡充する。	育を活用する。
			実するため、特別	(2) ファミリーサ	(2) 甲の実施する
			保育を実施し、及	ポートセンター等	子育て支援事業を
			び拡充するとと	の子育て支援事業	活用する。
			もに、子育て支援	を充実する。	
			事業の充実及び	(3) 甲の実施する	
			連携を図る。	子育て支援事業と	
				乙の実施する子育	
				て支援事業との連	
				携を図る。	
	教育	鳥取県中部子ど	圏域における	(1) 不登校の児童	甲の運営する子ど
		も支援センター	教育相談体制を	及び生徒に対する	も支援センターを活
		の維持及び教育	維持し、及び充実	学校復帰に向けた	用する。
		相談体制の充実	するため、不登校	支援を行っている	
			の児童及び生徒	鳥取県中部子ども	
			に対する支援を	支援センター(以下	
			維持するととも	「子ども支援セン	
			に、複雑で多様な	ター」という。)を	
			問題を抱える未	維持する。	

エレが: 八田 マ	取組の内容		役割分担	
政策分野			甲の役割	乙の役割
		成年者に対する	(2) 子ども支援セ	
		支援の拡充を図	ンターの機能の拡	
		る。	充を図り、複雑で多	
			様な問題を抱える	
			未成年者に対する	
			支援を行う。	
	体育施設の機能	圏域における	(1) 甲の区域にあ	(1) 乙の区域にあ
	の維持及び強化	体育施設の機能	る体育施設の機能	る体育施設の機能
		を維持し、及び強	を調査し、公認体育	を調査し、公認体育
		化するため、公認	施設等の必要性並	施設等の必要性並
		の体育施設及び	びに当該公認体育	びに当該公認体育
		大会を誘致でき	施設等を活用した	施設等を活用した
		る体育施設(以下	大会の開催及び誘	大会の開催及び誘
		「公認体育施設	致を検討する。	致を検討する。
		等」という。) の	(2) 甲の区域にあ	(2) 甲の維持し、及
		必要性を検討し、	る第3種公認の倉	び整備した第3種
		当該体育施設の	吉市営陸上競技場	公認の倉吉市営陸
		維持及び整備を	を維持し、及び整備	上競技場の利用を
		行う。	する。	促進する。
産業振興	広域観光体制の	圏域における	(1) とっとり梨の	(1) 広域観光協議
	充実及び強化に	広域観光を推進	花温泉郷広域観光	会に対する支援を
	よる広域観光の	するため、広域観	協議会(以下「広域	充実し、広域観光体
	推進	光体制を充実し、	観光協議会」とい	制の充実及び強化
		及び強化し、観光	う。) に対する支援	を図る。
		資源の磨き上げ	を充実し、広域観光	(2) 乙の区域にあ
		とネットワーク	体制の充実及び強	る観光資源の磨き
		化による観光事	化を図る。	上げを行い、広域観
		業の充実並びに	(2) 甲の区域にあ	光協議会に磨き上
		観光情報の発信	る観光資源の磨き	げた観光資源の情
		及びセールスプ	上げを行い、広域観	報を提供して、観光
		ロモーションの	光協議会に磨き上	資源のネットワー
		強化を図る。	げた観光資源の情	ク化を図る。
			報を提供して、観光	(3) 広域観光協議
			資源のネットワー	会と連携して、観光
			ク化を図る。	パンフレットの作
			(3) 広域観光協議	成等による観光情
			会と連携して、観光	報の発信及び宣伝
			パンフレットの作	活動等のセールス

政策分野		取組の内容		役割分担		
				甲の役割	乙の役割	
				成等による観光情	プロモーションの	
				報の発信及び宣伝	強化を行う。	
				活動等のセールス		
				プロモーションの		
				強化を行う。		
		企業誘致の推進	圏域への企業	(1) 圏域の企業誘	(1) 甲に乙の区域	
			誘致を推進する	致の可能な土地、空	の企業誘致情報を	
			ため、企業誘致に	き店舗等の企業誘	提供する。	
			必要な情報を共	致に必要な情報(以	(2) 甲から提供の	
			有し、活用して企	下「企業誘致情報」	あった圏域の企業	
			業誘致を行う。	という。)を集約し、	誘致情報を活用し	
				乙に当該情報を提	て、圏域への企業誘	
				供する。	致を行う。	
				(2) 圏域の企業誘		
				致情報を活用して、		
				圏域への企業誘致		
				を行う。		
結びつき	地域公共	公共交通に係る	圏域における	(1) 圏域における	(1) 公共交通協議	
やネット	交通	効率的な運行体	公共交通の効率	公共交通に関する	会に参加し、乙の区	
ワークの		系の確立	的な運行体系を	協議会(以下「公共	域における路線バ	
強化			確立するため、路	交通協議会」とい	スの運行体系の見	
			線バスの運行体	う。)を設置し、路	直しに必要な調査	
			系の見直しを行	線バスの運行体系	及び研究の調整を	
			う。	の見直しに必要な	行う。	
				調査及び研究を行	(2) 公共交通事業	
				い、路線バスの運行	者と連携して、公共	
				体系の見直しに係	交通連携計画に基	
				る基本方針等を定	づき、乙の区域にお	
				めた地域公共交通	ける路線バスの運	
				総合連携計画(以下	行体系の見直し及	
				「公共交通連携計	び公共交通体系の	
				画」という。)を策	調整を行う。	
				定する。		
				(2) 公共交通事業		
				者と連携して、公共		
				交通連携計画に基		
				づき、圏域における		
				路線バスの運行体		

7L/44 /\ W7	取組の内容		役割分担	
政策分野			甲の役割	乙の役割
			系の見直し及び甲	
			の区域における公	
			共交通体系の調整	
			を行う。	
地域の生	地産地消の推進	圏域における	(1) 圏域における	(1) 地産地消協議
産者や消		地産地消を推進	地産地消の推進に	会に参加し、圏域の
費者等の		するため、地産地	関する協議会(以下	地産地消の関係者
連携によ		消のネットワー	「地産地消協議会」	同士のネットワー
る地産地		クの構築及び地	という。)を設置し、	クの構築及び圏域
消		産地消に関する	及び運営し、圏域の	全体で取り組む地
		事業を行う。	生産者、加工者、消	産地消に関する事
			費者等の地産地消	業の調整を行う。
			の関係者 (以下 「圏	(2) 圏域の地産地
			域の地産地消の関	消の関係者と連携
			係者」という。)同	して、乙の特産品等
			士のネットワーク	を活用した地産地
			の構築及び圏域全	消に関するイベン
			体で取り組む地産	トの開催、特産品づ
			地消に関する事業	くり等の支援、地産
			を計画する。	地消の取組に関す
			(2) 圏域の地産地	る情報の発信等を
			消の関係者と連携	行う。
			して、甲の特産品等	
			を活用した地産地	
			消に関するイベン	
			トの開催、特産品づ	
			くり等の支援、地産	
			地消の取組に関す	
			る情報の発信等を	
			行う。	
地域内外	空き家バンクの	圏域外から圏	(1) 甲の行う空き	(1) 乙の行う空き
の住民と	連携等による移	域内への移住を	家バンク等の移住	家バンク等の移住
の交流・移	住の促進	促進するため、圏	施策と乙の行う空	施策と甲の行う空
住促進		域への移住施策	き家バンク等の移	き家バンク等の移
		の連携を図ると	住施策との連携を	住施策との連携を
		ともに、圏域外の	図る。	図る。
		住民に対して、圏	(2) 圏域外の住民	(2) 圏域外の住民

政策分野		取組の内容		役割分担	
以水刀判				甲の役割	乙の役割
			域への移住施策	に対して、圏域への	に対して、圏域への
			に関する情報を	移住施策に関する	移住施策に関する
			発信する。	情報を発信する。	情報を発信する。
	その他結	広報活動の連携	圏域内及び圏	(1) 甲の保有する	(1) 乙の保有する
	びつきや	による広域的な	域外の住民に圏	広報媒体を活用し	広報媒体を活用し
	ネットワ	情報提供	域の情報を周知	て、圏域内及び圏域	て、圏域内及び圏域
	ークの強		するため、保有す	外の住民に圏域の	外の住民に圏域の
	化に係る		る広報媒体を活	情報を提供する。	情報を提供する。
	連携		用して、圏域内及	(2) 甲の区域をケ	(2) 乙の区域をケ
			び圏域外の住民	ーブルテレビ放送	ーブルテレビ放送
			に圏域の情報を	の区域に含むケー	の区域に含むケー
			提供するととも	ブルテレビ事業者	ブルテレビ事業者
			に、圏域のケーブ	に圏域の情報を提	に圏域の情報を提
			ルテレビ放送を	供し、圏域のケーブ	供し、圏域のケーブ
			活用して、圏域内	ルテレビ番組の相	ルテレビ番組の相
			の住民に圏域の	互放送等の働きか	互放送等の働きか
			情報を提供する。	けを行う。	けを行う。
圏域マネ	人材の育	合同研修会の開	生活機能の強	前記の政策分野の	甲の開催する合同
ジメント	成	催	化及び結びつき	取組に必要な人材の	研修会を活用する。
能力の強			やネットワーク	育成に係る合同研修	
化			の強化に係る政	会を開催し、乙に参加	
			策分野(以下「前	の機会を提供する。	
			記の政策分野」と		
			いう。)の取組に		
			必要な圏域の行		
			政及び民間のマ		
			ネジメント能力		
			を強化するため、		
			甲及び乙の職員		
			等に対する合同		
			研修会を開催す		
			る。		
	外部から	専門人材の確保	前記の政策分	前記の政策分野の	甲の確保した専門
	の人材の	及び活用	野の取組に必要	取組に必要な専門人	人材を活用する。
	確保		な圏域の行政及	材を確保し、活用す	
			び民間のマネジ	る。	
			メント能力を強		

政策分野		時紀の中京		役割分担	
以宋	刀野	取組の内容		甲の役割	乙の役割
			化するため、専門		
			的な知識等を有		
			する人材(以下		
			「専門人材」とい		
			う。)を確保し、		
			圏域全体で活用		
			する。		
	圏域内市	人事交流の実施	前記の政策分	乙と協議の上、前記	甲と協議の上、前記
	町の職員		野の取組に必要	の政策分野の取組に	の政策分野の取組に
	等の交流		な甲及び乙のマ	必要な人事交流を行	必要な人事交流を行
			ネジメント能力	う。	う。
			を強化するため、		
			人事交流を行う。		